

居宅介護支援事業所 支援センターひだまりの庭むさしの運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふじみ野福祉会が開設する支援センターひだまりの庭むさしの（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に実施にあたっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 支援センターひだまりの庭むさしの
- (2) 所在地 埼玉県富士見市大字水子1882番1

(事業所職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容はつぎのとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事務所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、利用者の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- (3) 事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅)
- (2) 課題分析表の種類 独自方式
- (3) サービス担当者会議開催場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅)
- (4) 居宅訪問の頻度 必要に応じて、月1回以上

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満 100円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上 200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は富士見市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅訪問時等に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護従事者における個人情報の適切な

取扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取扱いに勤める。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供においては利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程の定める事項のほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人ふじみ野福祉会と事業所の管理者との協議に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日より施行する。